

東と弁往來

第17回 法テラス三河法律事務所



筆者(左)

愛知県弁護士会会員
船崎 まみ (60期)

2007年9月弁護士登録。弁護士法人東京パブリック法律事務所入所。2009年1月、名古屋地方裁判所岡崎支部、同豊橋支部を対象地域とする法テラス三河法律事務所に着任。現在、同事務所で常勤弁護士として活動中。

法テラス三河
(愛知県岡崎市)

1. 東京弁護士会から赴任後1年目 —不況の強い影響の中で—

私は、2009年1月に、東京弁護士会の公設事務所である弁護士法人東京パブリック法律事務所から愛知県岡崎市にある法テラス三河法律事務所に赴任しました。

当事務所は、隣接する豊田市にあるトヨタ自動車に象徴される有名企業の工場が多く存在する企業城下町で、製造業に従事する非正規労働者や外国人労働者が依頼者層に占める割合が相当高いという特徴があります。

このような地域に、赴任前年にリーマンショックが起こったため、赴任当初は、派遣切り等の影響による路上生活者の増加、生活苦による刑事事件、突然の給与減少や失業による債務整理等の事件の急増、三河地域の行政の法人税収が9割減少という報道等を目の当たりにし、不況の影響が地域に強く及んでいることを実感しました。

そこで、私は、スタッフ弁護士として生活困窮者支援を一つの目的に据えるべきであると考え、①生活保護支援ネットワーク、弁護士会担当部会等への参加、②ホームレス支援ボランティアの人たちと共

同した路上生活者への炊き出しの際の声掛け、必要に応じた生活保護申請支援、債務整理や労働相談への対応、③三河地域での派遣村相談会への参加、等の活動を継続し、需要の掘り起こしと支援に関わりました。

赴任後1年目は、通常の扶助国選事件の他に、上記のような活動の中で見えてきた生活保護申請の水際作戦を行う行政機関との折衝や、生存を脅かす程に違法な賃金搾取を慣習化している悪質派遣会社の実態を民事事件化するなど、好景気時には地域で潜在化していた問題にも取り組み、慌ただしく過ごしたという実感です。

2. 2年目以降 —地域における法的需要に応えるために—

赴任後2年目以降は、新たに東京から川俣芳郎弁護士、岡山から松岡もと子弁護士、長崎から井野昭弁護士が当事務所に赴任され、それまで孤軍奮闘していた側面から、スタッフ弁護士で協力し合いながら、以下のように地域の需要に応える法的サービスを行うための諸活動を少しずつ広げられるようになりました。

(1) 外国人無料法律相談の恒常化

三河地域は、ブラジル人やペルー人を始めとする外国人労働者が多く居住し、扶助、国選とも外国人事件の割合が高いのですが、法テラスの制度が外国人にほとんど浸透しておらず、地域に十分な法的支援の受け皿もないという実感がありました。

そこで、①外国人支援に携わるボランティアやNPO法人、事件等を通じて知り合った通訳人、地元ブラジル人弁護士等とのネットワークを地道に作り、外国人からの扶助相談に積極的に対応し、②「外国人無料法律相談会」を実施し、法テラスの制度を関係機関に広報する、等の活動を続けて需要を掘り起し、地方事務所等に法テラス三河に外国人向けの扶助相談枠を恒常的に設置する必要性を訴えてきました。

こうした動きを経て、通訳人体制確保や実効的広報のあり方等の検討課題は残るものの、2011年9月から外国人向け扶助相談枠が実施される予定です。

(2) 福祉関係者らとの連携

当事務所では、三河地域の行政機関の高齢者、障害者、生活保護担当部署や社会福祉法人等を回り、現場の職員の方と、法テラスを利用した弁護士支援の仕組みや福祉関係者と弁護士との連携事例等について情報交換会を行っています。

こうした取り組みの中で、地域包括支援センター職員、生活保護CW等からケースの相談や福祉施設や病院等への出張法律相談等の依頼も増加しています。

「重度の精神障害に罹患した高齢女性と知的障害の息子との二世帯が、生活保護費を管理できず費消して、食べる物にも困っているケース」等深刻で早期の環境調整が必要な相談も多いですが、機動的に対応して福祉関係者と信頼関係を築き、法的救済の可能性を広げていきたいと考えています。

(3) ネットワークの維持・拡大に向けて

生活困窮者支援のための活動は、現在は、この間

に築いたホームレス支援ボランティアや民間団体とのネットワークをもとに寄せられる相談に積極的に対応するとともに、信頼関係維持のためにもホームレス支援者の情報交換会に定期的に参加するようにしています。

この他に、愛知県内でもいち早く、東日本大震災で被災され愛知県に避難された被災者向けの相談窓口を当事務所で設置して相談活動を開始し、愛知県から事業委託を受けたNPO法人が運営する被災者支援センターの方々と連携を図るなど、多方面で法的救済のニーズに備えた相談活動とネットワークづくりに取り組んでいます。

3. 法テラスでの活動を振り返って

法テラス三河法律事務所での活動を振り返ると、常に原点にあったのは「本当に困っている人のために法的アクセスを広げる」という目的であり、弁護士数が150名超もいる三河地域の特徴を踏まえ、法的支援の光が当たっていない人たちの需要は何かを考え、掘り起しのための活動を行っていくことでした。

この原点は、生活困窮者支援、外国人相談、行政機関との連携事案等での成果や周囲の反響を通じて、「本当に困っている人には弁護士の側から近づき、その声を拾い上げていく必要があるのだ」という確信となり、活動の支えとなりました。

一方で、このようなやりがいを感じられたのは、未熟な自分が、事件処理のみならず、法テラス制度に内在する問題、本来弁護士が取り組むべき重大な人権侵害事案が放置されている地域の理不尽な現実等と自分の力量不足の狭間で、苦労を体感できたからであると思います。

任期を終了し、東京に戻った後も、法テラス三河法律事務所における経験や、地方で見た弁護士の実情をも踏まえ、市民のための弁護士のあり方についても意見発信をしながら、活動を継続していきたいと思っています。